

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

大阪府立大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域 2 内部質保証に関する基準	5
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域 5 学生の受入に関する基準	12
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準	13
付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録 2 根拠資料一覧	
付録 3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内	進	一橋大学名誉教授
山口	宏樹	大学入試センター理事長
山本	健慈	国立大学協会参与
吉田	文	早稲田大学教授
◎山極	壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高島	忠義	愛知県立大学名誉教授
山本	健慈	国立大学協会参与
川嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール		オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀	邦夫	名古屋大学教授
片山	英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤	ひとみ	北海道教育大学理事
近藤	倫明	北九州市立大学特任教授
下田	憲雄	大分大学学長特命補佐
白石	小百合	横浜市立大学教授
◎高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内	啓博	公認会計士、税理士
土川	覚	名古屋大学教授
土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤	良雄	公認会計士
徳久	剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山	和久	名古屋大学教授
奈良間	美保	京都橘大学教授
原田	信志	熊本大学名誉教授
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢	麻理子	公認会計士
湯川	嘉津美	上智大学教授
横田	光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清水美憲 筑波大学教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
棚橋健治 広島大学副学長
谷口功 国立高等専門学校機構理事長
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
奈良間美保 京都橘大学教授
深見公雄 放送大学高知学習センター所長
松原仁 東京大学教授
三浦浩喜 福島大学長
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山下一夫 鳴門教育大学参与
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長
大谷順 熊本大学理事・副学長
小川宣子 中部大学客員教授
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加藤映子 大阪女学院大学長
齋藤一弥 筑波大学教授
佐藤信行 中央大学教授
佐藤之彦 千葉大学教授
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
西村伸一 岡山大学教授
藤田佐和 高知県立大学教授
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山内進 一橋大学名誉教授
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

大阪府立大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合しており、内部質保証が優れて機能している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、令和 4 年度で学生募集を停止している大学の状況に則して分析、判断を行わないこととした基準 2-4、3-5、5-1、5-2 及び 5-3 を除くすべての基準を満たしている。

内部質保証が優れて機能している点として、次のことが挙げられる。

- 各部局における教学アセスメントに係る実施方針を定めるとともに I R 推進室設置要項を定め、必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、その結果を教育活動の運営に反映させている。例えば、全学的には、教育戦略室会議では、T A 制度に関する様々な調査を行い、その結果に基づき T A 制度の実施に関する要領や T A 制度運用ガイドラインを作成、運用するなどしている。
- 学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行うとともに、継続的に学生から教育改善について企画・提案するために平成 24 年度から学生 F D スタッフ制度を導入して、例えば、受講生の声を学生自ら組織して授業科目担当教員との座談会や課程ごとの学習相談会を実施するなどの企画、運営を行い、教育課程の実施に対する学習者の関与を推進している。

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、生命環境科学域について、必要に応じて大学基準協会の獣医学教育評価の評価結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の4学域及び7研究科を置いている。

[学士課程]

- ・現代システム科学域（3学類：知識情報システム学類、環境システム学類、マネジメント学類）
- ・工学域（3学類：電気電子系学類、物質化学系学類、機械系学類）
- ・生命環境科学域（4学類：獣医学類、応用生命科学類、緑地環境科学類、理学類）
- ・地域保健学域（3学類：看護学類、総合リハビリテーション学類、教育福祉学類）

[大学院課程]

- ・工学研究科（博士前期課程6専攻：機械系専攻、航空宇宙海洋系専攻、電子・数物系専攻、電気・情報系専攻、物質・化学系専攻、量子放射線系専攻、博士後期課程6専攻：機械系専攻、航空宇宙海洋系専攻、電子・数物系専攻、電気・情報系専攻、物質・化学系専攻、量子放射線系専攻）
- ・生命環境科学研究科（博士前期課程2専攻：応用生命科学専攻、緑地環境科学専攻、博士後期課程2専攻：応用生命科学専攻、緑地環境科学専攻、博士課程1専攻：獣医学専攻）
- ・理学系研究科（博士前期課程4専攻：数理科学専攻、物理科学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、博士後期課程4専攻：数理科学専攻、物理科学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻）
- ・経済学研究科（博士前期課程2専攻：経済学専攻、経営学専攻、博士後期課程1専攻：経済学専攻）
- ・人間社会システム科学研究科（博士前期課程2専攻：現代システム科学専攻、人間社会学専攻、博士後期課程2専攻：現代システム科学専攻、人間社会学専攻）
- ・看護学研究科（博士前期課程1専攻：看護学専攻、博士後期課程1専攻：看護学専攻）
- ・総合リハビリテーション学研究科（博士前期課程1専攻：総合リハビリテーション学専攻、博士後期課程1専攻：総合リハビリテーション学専攻）

また、全学共通教育を担う組織として高等教育推進機構を置くとともに、5年一貫の教育課程であるシステム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム（以下、「リーディングプログラムコース」という。）を置いている。

平成30年度に、理学分野の充実を図るため、生命環境科学域の自然科学類を理学類に改組し、物理学、化学、生物学の3課程に加え数理科学課程を新設している。

平成30年度に、現代社会で必要とされている数理の専門人材を養成するため、理学系研究科の情報数理科学専攻を数理科学専攻に改組している。

平成30年度に、人間社会システム科学研究科の現代システム科学専攻の第一期生が修士課程修

了を迎える時期に合わせて、同専攻の修士課程を博士前期課程に改組し、新たに博士後期課程を設置している。

平成 30 年度に、専門的研究の学際性による深化を図るため、人間社会システム科学研究科の言語文化学、人間科学、社会福祉学専攻を一つに統合し、人間社会学専攻を設置している。

また、令和 4 年 4 月に大阪公立大学が、大阪府立大学の設置者である公立大学法人大阪によって新たに設置され、大阪府立大学の一部の編入学を除きすべての学域、研究科の学生募集が停止されている。令和 3 年度末に卒業（修了）しなかった学生に対しては、大阪府立大学によって教育活動が行われている。

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学域・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、現代システム科学研究院、法学研究院、経済学研究院、経営学研究院、理学研究院、工学研究院、情報学研究院、農学研究院、獣医学研究院、リハビリテーション学研究院、看護学研究院、生活科学研究院、国際基幹教育研究院のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各研究院に研究院長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学域・研究科等に教授会を置いている。各学域の教授会は、各学域の長及び教育研究等を主たる担当として発令された教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各研究科の教授会は、各研究科の長及び教育研究等を主たる担当として発令された教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。高等教育推進機構の教授会は、高等教育推進機構長及び高等教育推進機構を主担当とする教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。なお、一部の学域又は研究科に設置する企画運営会議、主任会議、学類教授会議等で、教授会から委任を受けた事項について審議している。各教授会等は、令和 3 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

公立大学法人大阪に教育研究審議会を置いている。学長、副学長、学長が指名する理事、学長が

指名する法人内における教育研究上重要な組織の長、教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する法人の職員、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものの中から教育研究審議会の承認を得て学長が任命する者から構成されている。同審議会は、大阪府立大学の教育研究に関する重要事項を審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育企画運営会議は、大阪府立大学長が指名する副学長、教育推進本部長、教育推進本部副本部長、高等教育推進機構副機構長1人、各学域の副学域長各1人、各研究科の副研究科長各1人、高等教育開発センター長等から構成され、教育課程の編成に関する事項、教育の改革に関する事項、入学試験の基本方針に関する事項、中期計画、年度計画のうち当該大学の運営に関する事項、法人評価のうち当該大学の運営に関する事項、認証評価及び自己点検・評価に関する事項、内部質保証に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教育改革専門委員会は、教育企画運営会議の下に設置され、教育推進本部長、高等教育開発センター長、教育推進本部副本部長(教育担当)、高等教育開発センター副センター長、高等教育開発センター主任、各学域の教育改革を担当する教員1人、各研究科の教育改革を担当する教員1人、高等教育推進機構の教育改革を担当する教員1人から構成され、高等教育開発センターの管理運営に関する事項、ファカルティ・ディベロップメントを中心とする教育改革に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

副学長（統括）を統括責任者とし、各分野の内部質保証推進責任者及び教育研究上の基本組織における内部質保証推進責任者を自己点検・評価の責任者、各部局及び全学委員会をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は教育企画運営会議であり、その役割分担は内部質保証に関する基本方針に明確に定めている。中核的な審議機関である教育企画運営会議は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある副学長（統括）、教育推進本部長、教育推進本部副本部長、高等教育推進機構副機構長、各学域の副学域長、各研究科の副研究科長、高等教育開発センター長によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

各学域においては、学域に設置する各学類の学類長を責任者としてその質保証を行っている。

各研究科においては、研究科に設置する各専攻の専攻長を責任者としてその質保証を行っている。高等教育推進機構においては、機構長を責任者としてその質保証を行っている。

リーディングプログラムコースにおいては、プログラムコーディネーターを責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、事務局長を責任者として施設課が、情報設備については、情報基盤センター長を責任者として情報基盤センターが、附属図書館については、学術情報センター図書館長を責任者として学術情報センターが分担して質保証を行っている。その役割分担は、公立大学法人大阪組織規程、情報システム委員会規程、学術情報センター図書館委員会規程、内部質保証に関する基本方針によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項、学生の就職支援等については、学生センター長を責任者として学生センターが質保証を行っている。その役割分担は、学生委員会規程、内部質保証に関する基本方針によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準

になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育企画運営会議規程、内部質保証に関する基本方針、教育の内部質保証に関する方針、各学域、各研究科及び高等教育推進機構の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを、教育の内部質保証に関する方針、各学域、各研究科及び高等教育推進機構の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）に定めている。

また、施設設備、学生支援についても同様に、自己点検・評価実施要領、内部質保証に関する基本方針に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する基本方針、教育の内部質保証に関する方針等を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、評価基本方針並びに自己点検・評価、機関別認証評価及び選択的評価による改善にかかる基本方針、さらに内部質保証に関する基本方針に定めている。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価を継続的に実施し、その他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、取組によって対応済みの状況にある。

さらに、各学域、各研究科及び高等教育推進機構の教学アセスメントに係る実施方針を定めるとともにIR推進室設置要項を定め、必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、その結果を教育活動の運営に反映させている。例えば、全学的には、教育戦略室会議では、TA制度に関する様々な調査を行い、その結果に基づきTA制度の実施に関する要領やTA制度運用ガイドラインを作成、運用している。また、教育の成果・効果を検証するための各種学生調査等を実施し、分析結果を報告書にまとめることを通じて、学域・研究科ごと、課程ごとの改善を全学的に把握している。例えば、生命環境科学域の植物バイオサイエンス課程において、卒業研究と実習・演習科目の評価基準を見直したり、成績評価結果の分布の検討に基づく評価の方針を適正化しているなどの成果を共有している。

また、学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行うとともに、継続的に学生から教育改善について企画・提案するために平成24年度から学生FDスタッフ制度を導入して、例えば、受講生の声を学生自ら組織して授業科目担当教員との座談会や課程ごとの学習相談会を実施するなどの企画、運営を行い、教育課程の実施に対する学習者の関与を推進している。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

(令和4年度から学生の募集を停止しているため、この基準については、分析、判断を行わない。)

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の人事に関する規程、教員選考基準、教員選考に関する基本方針を定め、当該大学の教員に相応しい教育研究能力その他必要な能力、人格及び識見を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

大学評価基本方針、教員活動点検・評価方針を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

大学評価基本方針、教員活動点検・評価方針、教員活動点検・評価実施要領に基づき、教員活動点検・評価結果は、教員の諸活動並びに大学組織の運営の改善及び向上に活用することとしている。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、セミナー、ワークショップ、授業参観等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、教務事務セミナー、TA-B 講習会、ノートテイク講座等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、設置者の設立団体の長である大阪府知事及び大阪市長に提出され、財務諸表の承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、公立大学法人大阪に役員会、経営審議会、教育研究審議会を設置している。また、大阪公立大学に、大阪府立大学の教育研究審議会等で審議する事項のうち、特に重要なものを取り扱う大学執行会議を設置している。

役員会は、理事長、副理事長及び理事により構成され、中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項、法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学域、学科、学類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営審議会は、理事長、副理事長、理事長が指名する理事、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から理事長が任命する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

大学執行会議は、学長、副学長、特命副学長、学長補佐、事務局長、事務局次長等により構成され、当該大学の運営に係る重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、内部統制、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護及び内部統制は総務課、公益通報者保護は監査室、ハラスメント防止は人事課、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験は研究推進課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務課、安全衛生課、施設課、りんくうキャンパス事務所及び研究推進課、情報セキュリティは情報セキュリティセンター及び情報戦略課、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止は研究推進課、学生危機対応は学生課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

公立大学法人大阪組織規程に基づき、法人に事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 194 人、非常勤 258 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教育研究審議会、部局長連絡会、大学執行会議の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、新任教職員研修（147 人参加）、法人職員ベーシック研修・ステップアップ研修（124 人参加）、管理職マネジメント研修（51 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

（令和 4 年度から学生の募集を停止しているため、この基準については、分析、判断を行わない。）

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

中百舌鳥キャンパス（堺市中区）、羽曳野キャンパス（羽曳野市はびきの）、りんくうキャンパス（泉佐野市りんくう往来北）、I-site なんば（大阪市浪速区）の4キャンパスを有し、その校地面積は計 393,052 m²、校舎等の施設面積は計 226,274 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式4-1-1のとおりであり、共通教育科目は主に中百舌鳥キャンパスで実施している事情から、りんくうキャンパスに所在する学域所属の一部の学生に対する交通費の助成、中百舌鳥キャンパス・羽曳野キャンパス間のバスの運行、羽曳野キャンパスにおけるすべての英語の必修科目の実施等、共通教育科目の受講についての配慮を行っている。また、I-site なんばにおいては、授業は社会人を対象としているため、月曜から金曜までの夜の時間帯（18時30分から21時35分まで）及び土曜の午前・午後（9時40分から16時50分まで）に開講している。

法令が定める附属施設については、別紙様式4-1-2のとおり、生産技術センター（附属実験・実習工場）、獣医臨床センター（附属家畜病院）、教育研究フィールド（附属農場）を設置している。

別紙様式4-1-3のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。羽曳野キャンパス及びりんくうキャンパスの耐震化率はそれぞれ100%である。中百舌鳥キャンパスの耐震化率は94.2%であるが、大阪公立大学への統合に係る移転計画によれば、耐震改修・建替え・撤去等を行うこととなっている。なお、当該数値については、非木造2階建て以上又は延床面積200m²以上の建物を対象としたものであり、耐震改修促進法に基づく3階以上かつ1,000m²以上の建物については、すべて耐震改修済みである。バリアフリー化については、階段の補助手摺設置、誘導ブロック敷設、多目的トイレ、福祉型対応エレベーター、車いす利用者駐車場の整備等、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラを設置し、配慮している。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、中百舌鳥キャンパス内に総合図書館中百舌鳥、理系ジャーナルセンター、経済・経営・法律系図書室、ヒューマンサイエンス系図書室を、羽曳野キャンパスに羽曳野図書センターを、及びりんくうキャンパスにりんくう図書室を設置しており、延面積9,266.19m²、閲覧座席数は918席である。総合図書館中百舌鳥は、原則として平日は8時30分から21時まで、土曜及び日曜は10時から17時まで開館している。令和4年5月1日現在の蔵書数は、図書1,026,681冊、学術雑誌16,863種、電子ジャーナル26,084種である。

自主的学習環境については、別紙様式4-1-6のとおり、ラーニングコモンズ、オープンスペース、自習室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生なんでも相談窓口、保健室、学生相談室、キャリア支援室を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、ハラスメント相談員が相談窓口となり、相談内容を人権・ハラスメント委員会委員長及び関係部局長等に報告するほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

112 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、クラブ活動のための体育部室、体育館、プール、多目的グラウンド、学生会館や館内にある共有スペースを整備し、運営資金の支援、備品貸与を行っている。

留学生への生活支援等は、外国人留学生チューター制度、留学生サポーター制度等を設置し、外国人留学生チューター、留学生サポーター等を配置するなど、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、障がい理由とする差別の解消の推進に関する規程を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、学生生活支援、社会的スキル指導、保健管理・生活支援等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料及び授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5-1 学生受入方針が明確に定められていること

(令和4年度から学生の募集を停止しているため、この基準については、分析、判断を行わない。)

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

(令和4年度から学生の募集を停止しているため、この基準については、分析、判断を行わない。)

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

(令和4年度から学生の募集を停止しているため、この基準については、分析、判断を行わない。)

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学域・研究科等において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。なお、自己評価書提出時点では、一部の研究科において、学位授与方針が学生にとって分かりにくいものとなっていたが、令和4年12月までに明確に定められている。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学域・研究科等において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学域・研究科等において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則及び大学院学則で定めている。

すべての研究科等において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点では、研究指導計画を毎年度あらかじめ明示した上で研究指導がなされていなかったが、令和5年1月までに研究指導計画をあらかじめ示す研究指導体制が整備されている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学域・研究科等において、各科目の授業期間が原則として 15 週にわたるものとなっている。

すべての学域・研究科等の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点では、一部の研究科等において、授業の方法及び内容が学生に対して適切に明示されていなかったが、令和 4 年 11 月までに今後の点検に関する体制を整備するとともに、修正されている。

すべての学域・研究科等において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6－4－4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

経済学研究科において、大学院設置基準第 14 条及び大学院学則で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学域・研究科等において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式 6－5－1 のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式 6－5－2 のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式 6－5－3 のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式 6－5－4 のとおり整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学域・研究科等において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学域・研究科等において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学域・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）の要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。ただし、リーディングプログラムの教育課程を履修する者の学位論文の審査は、その者が所属する研究科において当該研究科の学位論文評価基準によって行うものとしている。

すべての学域・研究科等における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学域・研究科等について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。